（損害賠償の請求権）

第五十五条の四　組合は、給付事由（第七十二条第一項又は第七十三条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

（短期給付を受ける権利の保護）

第五十五条の五　この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十五条の六　租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十五条の七　この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2　第五十五条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百四十四条の二十三第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条の八　組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十七条第一項第二号中「国の組合」を「国家公務員共済組合法第三条第一項に規定する国家公務員共済組合（以下「国の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同条第二項第三号中「給料」を「報酬」に改める。

第六十一条第一項中「及び第九十六条第一項」を削る。

第六十八条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額」を削り、同条第四項中「について障害共済年金」を「について障害厚生年金（厚生年金保険法による障害厚生年金をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「障害共済年金の額（当該障害共済年金」を「障害厚生年金の額（当該障害厚生年金」に、「、当該障害共済年金」を「、当該障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について障害手当金（厚生年金保険法による障害手当金をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「、この法律、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済法」を削り、「による退職又は老齢」を「による老齢」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に改める。

第六十九条第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削る。

第七十条中「の各号の一」を削り、「給料日額」を「標準報酬の日額」に、「百分の六十」を「百分の五十」に改める。

第七十条の二第一項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業」を「育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に、「育児休業をする」を「育児休業等をする」に、「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削り、同条第二項中「育児休業（」を「育児休業等（」に、「当該育児休業」を「当該育児休業等」に改め、同条第三項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」を削る。

第七十条の三第一項中「給料日額」を「標準報酬の日額」に改め、「に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額」を削り、同条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七十一条（見出しを含む。）中「給料」を「報酬」に改める。

第七十二条中「給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の月額」に改め、同条に次の三項を加える。

2　前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一　配偶者及び子

二　父母

三　孫

四　祖父母

3　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4　第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十三条中「前条」を「前条第一項」に、「別表第一」を「別表」に、「給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する」を「標準報酬の月額に乗じて得た」に改める。

第四章第三節第一款から第七款までの款名を削る。

第七十四条から第百七条までを次のように改める。

第七十四条　この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一　老齢厚生年金

二　障害厚生年金及び障害手当金

三　遺族厚生年金

第七十五条から第百七条まで　削除

第百七条の二から第百七条の十一までを削る。

第百八条から第百十一条までを次のように改める。

第百八条　第百十五条第三項の規定により同条第一項に規定する掛金等に相当する金額を組合に払い込むべき者が、その払い込むべき月の翌月の末日までに当該掛金等に相当する金額を組合に納付しない場合には、政令で定めるところにより、その者に係る短期給付及び長期給付の一部を行わないことができる。